

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント※実現のためには書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題となっている。デジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮するが、特に、住民に身近で多くの手続きの窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きく、積極的な取組が期待されている。

これまで当町では、窓口等での手続の際の押印について積極的に省略化を進めてきたが、現在、国を挙げてDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が求められていることを踏まえ、業務プロセス見直しの一環として実施

※官民協働を軸として、デジタル技術を活用しながら行政サービスの見直しを行い、行政の在り方そのものを変革すること。
(参考)デジタル・ガバメント推進方針(平成29年5月30日 IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定)(参考)デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日改訂 閣議決定)
(参考)地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて(令和2年7月7日総行行第169号総行経第35号総務省自治行政局長通知)

1 公印押印及び公印省略について

当町では、事務の簡素化の観点から、公印を省略する場合の文書がある。その場合、発信者名の下に「(公印省略)」と記載

2 公印を押印しない文書

次のような公文書は、公印の押印を省略する。

- ア **権利義務の発生に関わりのない軽易な往復文書**
- イ **書簡文書(案内状、礼状、あいさつ状等礼儀的なものとして出す手紙、書状等)**

3 公印押印及び公印省略の範囲について(例示)※1

文書の区分	主な書類	主な文書	公印省略	(公印省略)の表示
許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書	許可、認可、督促、契約書、証明書、登録書	ア 許可、認可等の処分に関する文書 許可、認可、督促状など イ 町が特定の事実を証明するために交付する文書 各種証明書、登録書、その他身分、資格を表す文書など ウ 町又は相手方の権利義務若しくは法的地位に重大な影響を及ぼす文書 契約書(参考:民事訴訟法第228条4項により真正性成立の推定) エ 法令等の規定により押印が義務づけられている文書 オ その他公印を押印すべき特別な事情があると認められる文書	省略不可	-
上記以外の文書※2	通知、調査・回答、報告、依頼	ア 権利義務の発生に関わりのない軽易な往復文書 会議、説明会、研修会等の開催通知、補助金交付決定及び確定通知※3 事務処理内容や事業実施状況等の照会・回答、調査報告 委員就任依頼、講師派遣依頼、事務や事業に関する調査、見積等の依頼	省略可能	公印省略の表示は 原則必要
	書簡文	イ 書簡文書(案内状、礼状、あいさつ状等礼儀的なものとして出す手紙、書状等) ポスター、刊行物、資料等の送付文書 公印を押印した文書(辞令、証明書、許可書、申請書等)に添付する送付文書		公印省略の表示は 原則不要

※1 この省略の基準は、公印使用における円滑な事務執行を行うために示すものである。

※2 飯島町文書規定第39条に基づき、公印押印の省略に関して「軽易な文書及び庁内文書」に相当するものの例示とする。

※3 補助金不交付決定通知など疑義が生じる通知に関しては、慎重に判断すること。

この基準は、相互理解の観点から飯島町ホームページにも合わせて公表するものとする。